

南筑後圏域 流域治水協議会

設立趣旨

平成 29 年 7 月九州北部豪雨をはじめ、令和元年東日本台風や令和 2 年 7 月豪雨など、近年、全国各地において激甚な水災害が頻発しているところであり、さらに、今後、気候変動による降水量の増大や水災害の激甚化・頻発化が予測されています。

こうした背景から、令和 2 年 7 月に社会資本整備審議会から「気候変動を踏まえた水災害対策のあり方について～あらゆる関係者が流域全体で行う持続可能な「流域治水」への転換～」の答申があり、水災害リスクの増大に備えるために、これまでの河川・下水道等の管理者が主体となって行う治水対策に加え、集水域から氾濫域にわたる流域全体で水害を軽減させる治水対策「流域治水」へ転換すべきであると提言されました。

これを受けて、全国 109 の全一級水系及び、12 の二級水系では、流域全体で今後取り組むべき治水対策の全体像を「流域治水プロジェクト」として策定・公表し、流域治水の取組を推進しているところです。

この度、福岡県の二級水系においても、4 つの圏域に分割し、「流域治水プロジェクト」として策定・公表し、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有等を行うことを目的として協議会を設立するものです。

南筑後圏域 流域治水協議会 規約(改定案)（令和4年2月21日時点）

(名称)

第1条 本協議会は「南筑後圏域 流域治水協議会」(以下、「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 本協議会は、近年の激甚な水災害や、気候変動による水災害の激甚化・頻発化に備え、別表1の水系の流域(以下、「南筑後圏域」という。)において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水災害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有等を行うことを目的とする。

(協議会の構成)

第3条 協議会は、別表2の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 3 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を協議会に求めることができる。

(協議会の実施事項)

第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- (1) 南筑後圏域で行う流域治水の全体像の共有・検討等。
- (2) 水害をできるだけ防ぐ・減らすための対策、被害対象を減少させるための対策、被害の軽減、早期復旧・復興のための対策を含む「流域治水プロジェクト」の策定と公表。
- (3) 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。
- (4) その他、「流域治水」に関して必要な事項。

(幹事会の構成)

第5条 協議会の円滑な運営を行うため、協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表3の職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、対策等の各種検討・調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
- 5 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表3の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を幹事会に求めることができる。

(会議の公開)

第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができます。

- 2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開とみなす。

(協議会資料等の公表)

第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第8条 協議会及び幹事会の円滑な推進のため事務局を置く。

2 事務局は福岡県県土整備部河川整備課に置く。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関して必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第10条 本規約は、令和3年5月26日から施行する。

令和4年2月21日改定

別表1

南筑後圏域 流域治水協議会 主な対象水系

くまがわ
隈川水系

どうめんがわ
堂面川水系

おおむたがわ
大牟田川水系

すねがわせきがわ
諏訪川(関川)水系

別表2

南筑後圏域 流域治水協議会 名簿

大牟田市長

みやま市長

荒尾市長

南関町長

気象庁 福岡管区気象台 気象防災部 予報課長

福岡県 総務部 防災危機管理局 防災企画課長
総務部 防災危機管理局 消防防災指導課長
農林水産部 農山漁村振興課長
農林水産部 林業振興課長
県土整備部 道路維持課長
県土整備部 河川管理課長
県土整備部 河川整備課長
県土整備部 港湾課長
県土整備部 砂防課長
建築都市部 都市計画課長
建築都市部 建築指導課長
建築都市部 公園街路課長
建築都市部 下水道課長
建築都市部 住宅計画課長
教育庁 教育総務部 施設課長
筑後農林事務所長
筑後川水系農地開発事務所長
南筑後県土整備事務所長

熊本県 県北広域本部 玉名地域振興局 土木部長

別表3

南筑後圏域 流域治水協議会 幹事会 名簿

大牟田市 土木建設課長、防災危機管理室 副室長、農林水産課長、土木管理課長、
企業局下水道課長、**都市計画・公園課長**

みやま市 建設課長

荒尾市 産業建設部 土木課長、産業建設部 都市計画課長、産業建設部 農林水産課長、
市民環境部 防災安全課長、荒尾市企業局 建設課長

南関町 建設課長

気象庁 福岡管区気象台 気象防災部 予報課 大規模氾濫対策気象官

福岡県 総務部 防災危機管理局 防災企画課 課長補佐
総務部 防災危機管理局 消防防災指導課 課長補佐
農林水産部 農山漁村振興課 課長技術補佐
農林水産部 農村森林整備課 課長技術補佐
農林水産部 林業振興課 課長技術補佐
県土整備部 道路維持課 課長技術補佐
県土整備部 河川管理課 課長技術補佐
県土整備部 河川整備課 課長技術補佐
県土整備部 港湾課 課長技術補佐
県土整備部 砂防課 課長技術補佐
建築都市部 都市計画課 課長技術補佐
建築都市部 建築指導課 課長技術補佐
建築都市部 公園街路課 課長技術補佐
建築都市部 下水道課 課長技術補佐
建築都市部 住宅計画課 課長技術補佐
教育庁 教育総務部 施設課 課長技術補佐
筑後農林事務所 農村整備第一課長
筑後川水系農地開発事務所 工務課長
南筑後県土整備事務所 港湾河川課長

熊本県 県北広域本部 玉名地域振興局 土木部 工務課長

新旧対照表

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">南筑後圏域 流域治水協議会 規約</p> <p>(名称) 第1条 本協議会は「南筑後圏域 流域治水協議会」(以下、「協議会」という。)と称する。</p> <p>(目的) 第2条 本協議会は、近年の激甚な水災害や、気候変動による水災害の激甚化・頻発化に備え、別表1の水系の流域(以下、「南筑後圏域」という。)において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水災害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有等を行うことを目的とする。</p> <p>(協議会の構成) 第3条 協議会は、別表2の職にある者をもって構成する。 2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。 3 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者の者(学識経験者等)の参加を協議会に求めることができる。</p> <p>(協議会の実施事項) 第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。 (1) 南筑後圏域で行う流域治水の全体像の共有・検討等。 (2) 泄濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策、被害対象を減少させるための対策、被害の軽減、早期復旧・復興のための対策を含む「流域治水プロジェクト」の策定と公表。 (3) 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。 (4) その他、「流域治水」に関して必要な事項。</p> <p>(幹事会の構成) 第5条 協議会の円滑な運営を行うため、協議会に幹事会を置く。 2 幹事会は、別表3の職にある者をもって構成する。 3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。 4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、対策等の各種検討・調整を行うことを目的として、結果について協議会へ報告する。 5 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表3の職にある以外の者(学識経験者等)の参加を幹事会に求めることができる。</p>	<p style="text-align: center;">南筑後圏域 流域治水協議会 規約</p> <p>(名称) 第1条 本協議会は「南筑後圏域 流域治水協議会」(以下、「協議会」という。)と称する。</p> <p>(目的) 第2条 本協議会は、近年の激甚な水災害や、気候変動による水災害の激甚化・頻発化に備え、別表1の水系の流域(以下、「南筑後圏域」という。)において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水災害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有等を行うことを目的とする。</p> <p>(協議会の構成) 第3条 協議会は、別表2の職にある者をもって構成する。 2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。 3 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を協議会に求めることができる。</p> <p>(協議会の実施事項) 第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。 (1) 南筑後圏域で行う流域治水の全体像の共有・検討等。 (2) 泄濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策、被害対象を減少させるための対策、被害の軽減、早期復旧・復興のための対策を含む「流域治水プロジェクト」の策定と公表。 (3) 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。 (4) その他、「流域治水」に関して必要な事項。</p> <p>(幹事会の構成) 第5条 協議会の円滑な運営を行うため、協議会に幹事会を置く。 2 幹事会は、別表3の職にある者をもって構成する。 3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。 4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、対策等の各種検討・調整を行うことを目的として、結果について協議会へ報告する。 5 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表3の職にある以外の者(学識経験者等)の参加を幹事会に求めることができる。</p>

改 正 案	現 行
<p>(会議の公開)</p> <p>第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができます。</p> <p>2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開とみなす。</p>	<p>(会議の公開)</p> <p>第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができます。</p> <p>2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開とみなす。</p>
<p>(協議会資料等の公表)</p> <p>第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表するにとが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。</p> <p>2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。</p>	<p>(協議会資料等の公表)</p> <p>第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表するにとが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。</p> <p>2 幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開とみなす。</p>
<p>(事務局)</p> <p>第8条 協議会及び幹事会の円滑な推進のため事務局を置く。</p> <p>2 事務局は福岡県土整備部河川整備課に置く。</p>	<p>(事務局)</p> <p>第8条 協議会及び幹事会の円滑な推進のため事務局を置く。</p> <p>2 事務局は福岡県土整備部河川整備課に置く。</p>
<p>(附則)</p> <p>第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関する必要な事項については、協議会で定めるものとする。</p>	<p>(附則)</p> <p>第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関する必要な事項については、協議会で定めるものとする。</p>
<p>(附則)</p> <p>第10条 本規約は、令和3年5月26日から施行する。</p> <p style="color:red;">令和4年2月21日改正</p>	<p>(附則)</p> <p>第10条 本規約は、令和3年5月26日から施行する。</p>

改正案	現行
<p>南筑後圏域 流域治水協議会 主な対象水系</p> <p>別表1</p> <p>隈川水系 豊面川水系 大牟田川水系 諫訪川(萬代川)水系</p>	<p>南筑後圏域 流域治水協議会 主な対象水系</p> <p>別表1</p> <p>隈川水系</p>

改 正 案		現 行	
		別表2	別表2
大牟田市長 みやま市長 荒尾市長 南関町長	南筑後圏域 流域治水協議会 名簿	大牟田市長 みやま市長 荒尾市長 南関町長	南筑後圏域 流域治水協議会 名簿
気象庁	福岡管区気象台 気象防災部 予報課課長	気象庁	福岡管区気象台 気象防災部 予報課課長
福岡県	総務部 防災危機管理局 防災企画課長 総務部 防災危機管理局 消防防災指導課課長 農林水産部 農山漁村振興課長 農林水産部 農業振興課長 農林水産部 林業振興課長 県土整備部 道路維持課長 県土整備部 河川管理課長 県土整備部 河川整備課長 県土整備部 港湾課長 県土整備部 砂防課長 建築都市部 都市計画課長 建築都市部 建築指導課長 建築都市部 公園街路課長 建築都市部 下水道課長 建築都市部 住宅計画課長	福岡県	総務部 防災危機管理局 防災企画課長 総務部 防災危機管理局 消防防災指導課課長 農林水産部 農山漁村振興課長 農林水産部 農業振興課長 農林水産部 林業振興課長 県土整備部 道路維持課長 県土整備部 河川管理課長 県土整備部 河川整備課長 県土整備部 港湾課長 県土整備部 砂防課長 建築都市部 都市計画課長 建築都市部 公園街路課長 建築都市部 下水道課長 建築都市部 教育総務部 施設課課長 教育厅 筑後農林事務所長 筑後農林事務所長 筑後川水系農地開発事務所長 南筑後県土整備事務所長
熊本県	県北広域本部 玉名地域振興局 土木部長	熊本県	県北広域本部 玉名地域振興局 土木部長

別表2

別表3

改 正 案		現 行	
南筑後圏域 流域治水協議会 幹事会 名簿 企業局下水道課長、 <u>都市計画・公園課長</u>	別表3	南筑後圏域 流域治水協議会 幹事会 名簿 企業局下水道課長	
大牟田市 土木建設課長、防災危機管理室 副室長、農林水産課長、土木管理課長、 建設課長	大牟田市 土木建設課長、防災危機管理室 副室長、農林水産課長、土木管理課長、 企業局下水道課長		
みやま市 荒尾市 南関町	みやま市 荒尾市 南関町	みやま市 荒尾市 南関町	建設課長 建設課長 建設課長
気象庁	福岡管区気象台 気象防災部 予報課 大規模氾濫対策気象官	気象庁	福岡管区気象台 気象防災部 予報課 大規模氾濫対策気象官
福岡県	総務部 防災危機管理局 防災企画課 課長補佐 総務部 防災危機管理局 消防防災指導課 課長補佐 農林水産部 農山漁村振興課 課長技術補佐 農林水産部 農村森林整備課 課長技術補佐 農林水産部 林業振興課 課長技術補佐 県土整備部 道路維持課 課長技術補佐 県土整備部 河川管理課 課長技術補佐 県土整備部 河川整備課 課長技術補佐 県土整備部 港湾課 課長技術補佐 県土整備部 砂防課 課長技術補佐 建築都市部 建築指導課 課長技術補佐 建築都市部 公園街路課 課長技術補佐 建築都市部 下水道課 課長技術補佐 建築都市部 下水道黒 課長技術補佐 <u>建築都市部 住宅計画課</u> <u>課長技術補佐</u> 教育厅 筑後農林事務所 農村整備第一課長 筑後農林事務所 農村整備事務所 工務課長 筑後川水系農地開発事務所 港湾河川課長 南筑後県土整備事務所 港湾河川課長	福岡県	総務部 防災危機管理局 防災企画課 課長補佐 総務部 防災危機管理局 消防防災指導課 課長補佐 農林水産部 農山漁村振興課 課長技術補佐 農林水産部 農村森林整備課 課長技術補佐 農林水産部 林業振興課 課長技術補佐 県土整備部 道路維持課 課長技術補佐 県土整備部 河川管理課 課長技術補佐 県土整備部 河川整備課 課長技術補佐 県土整備部 港湾課 課長技術補佐 県土整備部 砂防課 課長技術補佐 建築都市部 都市計画課 課長技術補佐 建築都市部 公園街路課 課長技術補佐 建築都市部 下水道課 課長技術補佐 教育厅 教育総務部 施設課 課長技術補佐 建築農林事務所 農村整備第一課長 筑後川水系農地開発事務所 工務課長 南筑後県土整備事務所 港湾河川課長
熊本県	県北広域本部 玉名地域振興局 土木部 工務課長 南筑後県土整備事務所 港湾河川課長	熊本県	県北広域本部 玉名地域振興局 土木部 工務課長